

平成18年8月1日

会員各位

東日本建築教育研究会
法規分科会

**東日本建築教育研究会
法規分科会**

**(作業経過報告版)
「建築法規 ワークノート」**

標記の件、本分科会の取り組みとしての「(作業経過報告版)建築法規 ワークノート」をご報告致します。

会員各校のご意見をいただきながら完成成果に結実していきたいと考えております。ぜひ、ご一見の上、ご意見などお寄せいただきますようお願い申し上げます。

以上

- (2) 確かめにくい品質 良質な建築物をつくる
品確法で良質な住宅を
- (3) 他への影響 建築物は周辺の環境や利用者に多大な影響を及ぼすことがある。
周辺、地域への影響を考慮し秩序ある街を形成する。
- (4) 都市施設への負担 エネルギー問題・交通問題等との関係
都市施設への負担を検討する。

[2] 建築基準法の意義と効果

- (1) 個々の建築物についてのルール
(**単体規定**) 個々の建築物に関わる規定
- (2) 建築物の集団についてのルール
(**集団規定**) 良好な都市環境をつくるための規定
- (3) その他の建築に関するルール

3、法規の体系と建築基準法の構成

[1] 法規の体系

日本国憲法
 法律 (**建築基準法**) ほか [国会が定める]
 政令 (**建築基準法施行令**) ほか [内閣が定める]
 省令 (**建築基準法施行規則**) ほか [大臣が定める]
 条例 [地方公共団体が定める]
 細則 [地方公共団体の長が定める]
 【告示 (**国土交通省告示**) ほか [国土交通大臣など公の機関が定める】
 [旧 建設省告示]

建築専門誌等では、各法令を略記する事が多い。
教科書 P. 22 参照

[2] 建築基準法の構成

- (1) 建築基準法の構成 (教科書P.22 図2参照)
- (2) 条文の構成
「第 条 第 項 第 号」
第1項の場合の番号 **[1]は省略**
号は **漢数字** で表す (教科書では算用数字)
本文に例外を設ける場合、本文の後ろに「ただし、」ではじまる段落を設ける。前段を「本文」、後段を「ただし書き」という。

[3] 性能規定

旧建基法の (**仕様規定**) から、
 現建基法の (**性能規定**) へ移行。

第1章 建築法規のあらまし	MEMO
建築基準法の基本用語、面積算定	
<p>4、建築基準法の基本用語</p> <p>[1] 法令用語</p> <p>(1) 以上 / 以下 (以上 、 以下) 起算点を含む</p> <p>(2) 超える / 未満 (超える 、 未満) 起算点を含まない</p> <p>(3) 及び (及び) 並列の語句「** , ** , ** 及び **」</p> <p>(4) 並びに (並びに) 並列の語句 大きい意味のグループを結ぶ 「** , ** 及び ** 並びに **」</p> <p>(5) 又は (又は) 選択的に並ぶ場合「** , ** , ** 又は **」</p> <p>(6) 若しくは (若しくは) 選択的に並ぶ場合 小さい意味のグループを結ぶ 【「又は」は大きい意味のグループを結ぶ】 「** 若しくは ** , ** 又は **」</p> <p>(7) 準用する (準用する) 前記した類似の条文について、同じ趣旨のルールを適用すること</p> <p>(8) この限りでない (この限りでない) ただし書き等の条件の場合には、本文の内容などについて適用しない場合</p> <p>[2] 建築基準法の用語 法2条 用語の定義 令1条 用語の定義</p> <p>この条文に示される用語の定義は、法令を理解するためには重要であり、また建築士試験では、これに関連する問題が、</p> <p>毎年出題されている。</p> <p>必ず、一読し、どの様な用語の定義がなされているか、どの辺に書いてあるのか、</p> <p>すぐ法令集を開けるようにしておくこと。</p> <p>過去問題集 「用語」編 で学習</p>	

[3] 面積算定

(1) 敷地面積

< 敷地面積 > [令 2 条 1 項 1 号]
関連 [法 4 2 条 1 項 、 2 項]

敷地の (水平投影面積) による。

幅員 (4) m 未満の道路に接する場合は、道路中心線から (2) m の線を道路境界線とする。ただし、道路の反対側ががけや川などの場合は、敷地の反対側の道路境界線から (4) m の線を道路境界線とする。



(2) 建築面積

< 建築面積 > [令 2 条 1 項 2 号]

外壁等の中心線で囲まれた部分の (水平投影面積) による。

地階で地盤面上 (1) m 以下にある部分を除く。

軒、ひさし等の先端から水平距離 (1) m の部分を除く。



[4] 各部の高さ

(1) 建築物の高さと地盤面

< 建築物の高さ > [令 2 条 1 項 6 号]

(地盤面) からの高さによる。

(道路斜線制限や避雷針設置義務などに関する場合を除き、)

屋上の階段室、昇降機塔、装飾塔などの面積の合計が、建築面積の (1 / 8) 以内の場合は、高さ (1 2) m までは建築物の高さに算入しない。(低層住居専用地域等では高さ 5 m まで)



地盤面 [令 2 条 2 項]

建築物が周囲の地面と接する位置の (平均) の高さにおける水平面をいう。

高低差が (3) m をこえる場合は、その高低差 (3) m 以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。



(2) 軒の高さ

< 軒の高さ > [令2条1項7号]

地盤面から建築物の(小屋組)又はこれに代わる横架材を支持する壁、(敷けた)又は柱の上端までの高さ。



(3) 階数

< 階数 > [令2条1項8号]

(昇降機塔)、(装飾塔)などの屋上部分又は地階の(倉庫)、(機械室)などの部分で、水平投影面積の合計が、建築面積の(1/8)以下のものは階数に算入しない。

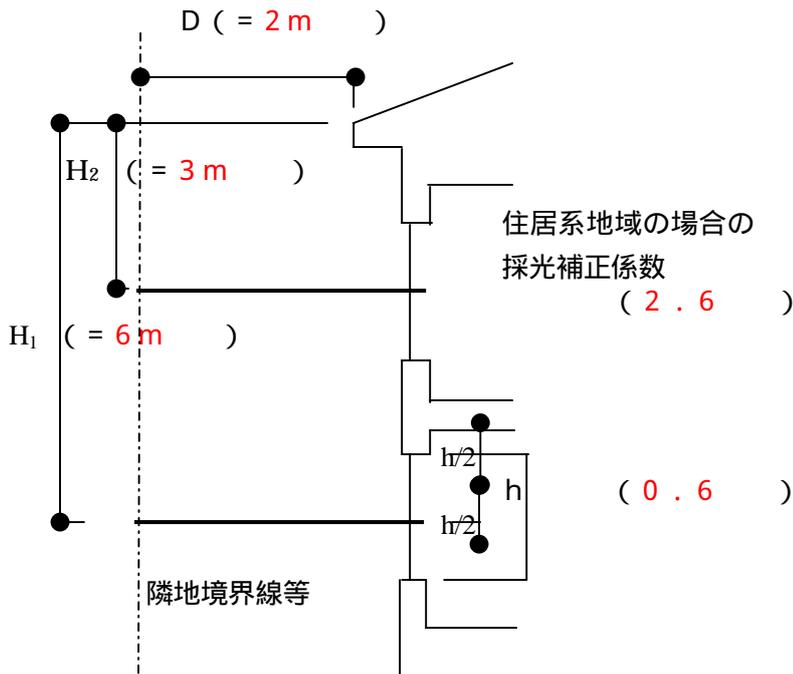


第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
採光	

1、一般構造についての規定

[1] 採光

- < 居室の採光及び換気 > [法 2 8 条 1 項]
- < 学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光 > [令 1 9 条]
- < 有効面積の算定方法 > [令 2 0 条]



採光に有効な窓の面積 (S) は、

$$S = \text{窓の面積} \times (\text{ or } \text{ or })$$

採光補正係数

- 住居系地域** $D/H \times 6 - 1.4$ [限界条件 $C = 7 \text{ m}$]
- 工業系地域** $D/H \times 8 - 1$ [限界条件 $C = 5 \text{ m}$]
- 商業系地域** $D/H \times 10 - 1$ [限界条件 $C = 4 \text{ m}$]

天窗は、算定値の (3) 倍

開口部の外側に幅 90 cm 以上の縁側等がある場合は、算定値の (0.7) 倍

算定値が 3 を超える場合は、(3) を限度。

開口部が道に面する場合で、算定値が 1 未満の場合は (1) 。

開口部が道に面しない場合で、水平距離が限界条件 $C \text{ m}$ 以上で、かつ、算定値が 1 未満の場合は (1) 。

開口部が道に面しない場合で、水平距離が限界条件 $C \text{ m}$ 未満で、かつ、算定値が負の場合は (0) 。

各居室に必要な採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合は、次の割合以上とする。

法28条より

住宅の居室 (1 / 7)

地階等の居室または温湿度調整を必要とする必要とする

作業室等 (制限なし)

令19条より

(1)幼稚園、小学校、中学校、高校または中等教育学校の教室 (1 / 5)

(2)保育所の保育室 (1 / 5)

(3)病院または診療所の病室 (1 / 7)

(4)寄宿舍の寝室または下宿の宿泊室 (1 / 7)

(5)児童福祉施設等の寝室、児童福祉施設等 (保育所を除く)

の保育・訓練等の目的のための居室 (1 / 7)

(6) (1)の学校以外の学校の教室 (1 / 10)

(7) 病院・診療所・児童福祉施設等の入院患者・入所者の

談話室・娯楽室等 (1 / 10)

(1)～(5)で照明設備等の措置を講じた居室は、1 / 10までの範囲で国土交通大臣が定める割合以上にできる。

床面積に対する割合から算定した「採光に必要な開口部の面積」より、Sの算定値が小さいと(違法)である

< 地 階 > [令1条1項2号]

床面から地盤面までの高さが、天井高さの (1 / 3) 以上のもの

関係法令

< 地階における住宅等の居室 > [法29条]

< 地階における住宅等の居室の技術的基準 > [令22条の2]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
換気、各部の高さ、遮音、階段・廊下など	
<p>[2] 換気</p> <p>< 居室の採光及び換気 > [法 2 8 条 2 ~ 4 項]</p> <p>< 換気設備 > [令 1 2 9 条 の 2 の 6]</p> <p>関連 [法 2 8 条 の 2、令 2 0 条 の 2 ~ 7]</p> <p>法 2 8 条 の 2 の 制 令 で 定 め る 化 学 物 質 は、(クロルピリホス)</p> <p>および (ホルムアルデヒド) とする。 [令 2 0 条 の 4]</p> <p>[3] 各部の高さ</p> <p>(1) 天井の高さ</p> <p>< 居室の天井の高さ > [令 2 1 条]</p> <p>居室の天井の高さは、(2 . 1) m 以上でなければならない。</p> <p>1 室 で 天 井 の 高 さ の 異 な る 部 分 が あ る 場 合 は、(平均) の 高 さ による。</p> <p></p> <p>(2) 床の高さ</p> <p>< 居室の床の高さ及び防湿方法 > [令 2 2 条]</p> <p>最下階の居室の床が木造の場合、床の高さは直下の地面からその床の上面まで (4 5) c m 以上とする。</p> <p>外壁の床下部分には、壁の長さ (5) m 以下ごとに、面積 (3 0 0) m² 以上の換気孔を設ける。</p> <p></p> <p>[4] 遮音</p> <p>< 長屋又は共同住宅の各戸の界壁 > [法 3 0 条]</p> <p>長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、(小屋裏) 又は (天井裏) に達するものとする。</p> <p>[5] 階段・廊下など</p> <p>(1) 階段</p> <p>(a) 各部の寸法</p> <p>< 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法 > [令 2 3 条]</p> <p>住宅の階段のけあげは (2 3) c m 以下、踏面は (1 5) c m 以上とする。高等学校の生徒用の階段及び踊場の幅は (1 4 0) c m 以上、階段のけあげは (1 8) c m 以下、踏面は (2 6) c m 以上とする。</p> <p>回り階段の踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から (3 0) c m の位置を計る。</p> <p>手すり等の高さが (5 0) c m 以下の場合、階段及び踊場の幅は、手すり等の幅が (1 0) c m を限度として、ないものとみなす。</p>	

(b) 踊場

< 踊場の位置及び踏幅 > [令 2 4 条]

法 23 条 1 項の表(1)(2)に該当する階段で、高さが 3 m を超えるものは高さ (3) m 以内ごとに、その他の階段で高さが 4 m を超えるものは高さ (4) m 以内ごとに、(踊場) を設ける。

これによって設ける直階段の踊場の踏幅は、(1 . 2) m 以上とする。

(c) 手すり

< 階段等の手すり等 > [令 2 5 条]

階段には、(手すり) を設けなければならない。

階段の幅が (3) m をこえる場合は、中間に (手すり) を設けなければならない。ただし、けあげが (1 5) cm 以下で、かつ、踏面が (3 0) cm 以上の場合はこの限りでない。

(2) 傾斜路・廊下

< 階段に代わる傾斜路 > [令 2 6 条]

階段に代わる傾斜路の勾配は、(1 / 8) をこえないこと。

< 廊下の幅 > [令 1 1 9 条]

高等学校の生徒用の廊下の幅は、両側に居室がある場合 (2 . 3) cm 以上、その他の場合は (1 . 8) cm 以上とする。

病院の患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合 (1 . 6) cm 以上、その他の場合は (1 . 2) cm 以上とする。

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
構造設計と構造計算、一般的な規定	
<p>2、構造強度についての規定</p> <p>[1] 構造設計と構造計算</p> <p>(1) 構造計算の留意点</p> <p>(2) 擁壁の設置が必要な場合の構造計算</p> <p>[2] 一般的な規定</p> <p>(1) 一般的な規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ < 構造耐力 > 建築物は、(自重) (積載荷重) (積雪) (風圧) (土圧) 及び (水圧) 並びに (地震) その他の震動及び衝撃に対して安全な構造とし、定める基準に適合しなければならない。 [法 2 0 条] ・ 建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。 [法第 2 0 条第 1 項第一号] ・ 木造の建築物で (3) 以上の階数を有し、又は延べ面積が (5 0 0) m²、高さが (1 3) m若しくは軒の高さが (9) mを超えるもの。 ・ 木造以外の建築物で (2) 以上の階数を有し、又は延べ面積が (2 0 0) m²を超えるもの [法第 2 0 条第 1 項第二号イ] ・ [法 2 0 条第 1 項第二号イ] のほか高さが (1 3) m又は軒の高さが (9) mを超える建築物で、その主要構造部(床、屋根及び階段を除く)を (石造) (れんが造) (コンクリートブロック造) (無筋コンクリート造) [法第 2 0 条第 1 項第二号ロ] ・ 構造計算の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許容応力度計算、限界耐力計算、超高層建築物の構造計算 ・ 超高層建築物・・・高さが (6 0) mを超える建築物 <p>(2) 構造設計の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の構造設計に当たっては、その (用途) (規模) 及び (構造の種別) 並びに土地の状況に応じて (柱) (はり) (床) (壁) 等を有効に配置して、これに作用する (自重) (積載荷重) (積雪) (風圧) (土圧) 及び (水圧) 並びに (地震) その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるべきものとする。 [令第 3 6 条の 2 第 1 項] ・ 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する (水平力) に耐えるように、(つりあい) よく配置すべきものとする。 [令第 3 6 条の 2 第 2 項] 	<p>安全上の原則</p> <p>令 3 章</p> <p>構造計算が必要な建築物</p> <p>*令第 3 6 条参照</p> <p>令第 3 6 条第 3 項</p>

・構造耐力上主要な部分は、使用上の支障となる（**変形**）又は（**振動**）が生じないような（**剛性**）及び（**瞬時的破壊**）が生じないような（**靱生**）をもたすべきものとする。 [令第36条の2第3項]

（3）構造部材・基礎

（a）構造部材の耐久 [令第37条]

・構造耐力上主要な部分で特に、（**腐食**）（**腐朽**）又は（**摩損**）のおそれのあるものには、（**腐食**）（**腐朽**）又は（**摩損**）しにくい材料又は有効な（**さび止め**）（**防腐**）若しくは（**摩損防止**）のための措置をした材料を使用しなければならない。

（b）基礎 [令第38条]

・建築物の基礎は、建築物に作用する（**荷重**）及び（**外力**）を安全に地盤に伝え、かつ、（**地盤の沈下**）又は（**変形**）に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

・建築物には、（**異なる構造方法**）による基礎を併用してはならない。

建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態および地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ（**13**）m又は延べ面積（**3,000** m^2 を超えるもの）にあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

（**打撃**）（**圧力**）又は（**振動**）により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して（**構造耐力上安全なもの**）でなければならない。

（**木ぐい**）を使用する場合においては、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、（**常水面下**）にあるようにしなければならない。

（c）屋根ふき材等の緊結 [令第39条]

・屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、（**風圧**）並びに（**地震**）その他の（**震動**）及び（**衝撃**）によって（**脱落しないよう**）にしなければならない。

（4）補強コンクリートブロック造の塀 [令第62条の8]

・[令第62条の8]の各号（高さ**1.2**m以下の塀にあつては、**第五号及び第七号を除く**）に定めるところによらなければならない。

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
各構造の種別ごとの規定(木造)	

[3] 各構造の種別ごとの規定

(1) 木造

(a) 木材

・構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、(節)(腐れ)(繊維の傾斜)(丸身)等による(耐力上の欠点)がないものでなければならない。 [令第41条]

(b) 土台及び基礎

・構造耐力上主要な部分である柱で(最下階の部分)に使用するものの下部には、(土台)を設けなければならない。

・(土台)は、(基礎)に(緊結)しなければならない。 [令第42条]

(c) 柱の小径

・構造耐力上主要な部分である柱の(張り間方向)及び(けた行方向)の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する(土台)(足固め)(胴差)(はり)(けた)その他の構造耐力上主要な部分である(横架材)の相互間の(垂直距離)に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。 [令第43条第1項]

建築物	柱	張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(床面積の合計が10㎡以内のものを除く。)若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱		左欄以外の柱	
		最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	(1/2 2)	(1/2 0)	(1/2 5)	(1/2 2)

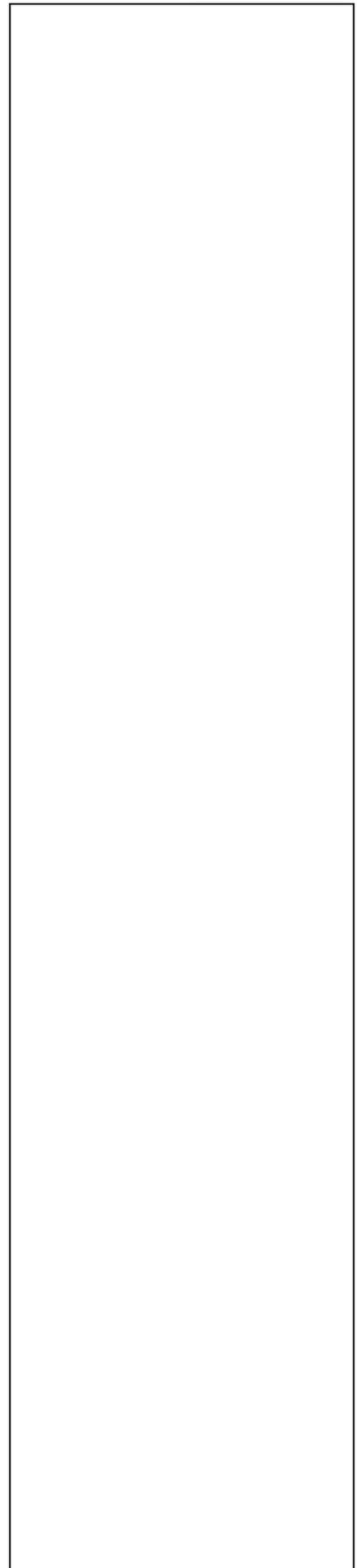
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石灰、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	(1 / 3 0)	(1 / 2 5)	(1 / 3 3)	(1 / 3 0)
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	(1 / 2 5)	(1 / 2 2)	(1 / 3 0)	(1 / 2 8)

- ・地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、(13.5)cmを下回ってはならない。 [令第43条第2項]
- ・階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、(通し柱)としなければならない。 [令第43条第5項]
- ・構造耐力上主要な部分である柱の(有効細長比)(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比)は、(150)以下としなければならない。 [令第43条第6項]
- ・はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある(欠込み)をしてはならない。 [令第44条]
- ・引張り力を負担する筋かいは、厚さ(1.5)cm以上で幅(9)cm以上の木材又は径(9)mm以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。 [令第45条第1項]
- ・圧縮力を負担する筋かいは、厚さ(3)cm以上で幅(9)cm以上の木材を使用したものとしなければならない。 [令第45条第2項]
- ・筋かい端部は、端部を柱とはりその他の横架材との仕口に接近して(金物)で緊結しなければならない。 [令第45条第3項]
- ・原則として筋かいは、(欠込み)をしてはならない。 [令第45条第4項]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
各構造の種別ごとの規定(木造)	
<p>[3] 各構造の種別ごとの規定</p> <p>(1) 木造</p> <p>(f) 構造耐力上必要な軸組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は(筋かい)を入れた軸組を(釣合い良く配置)しなければならない。 <p style="text-align: right;">[令第46条第1項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階数が(2)以上又は延べ面積が(50)^mを超える木造の建築物においては、各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を定められた数値以上にしなければならない。 <p style="text-align: right;">[令第46条第4項]</p> <p>地震力に対する各階の必要軸組長さを求める (その階の床面積) × (令第46条第4項表2)</p> <p>風圧力に対する各階の必要軸組長さを求める (その階の見付面積) × (令第46条第4項表3)</p> <p>以上のチェックを各階の張り間方向、けた行方向について行い必要軸組長さの大きい方を用いる。</p> <p>令第46条表1の倍率をかけたものの合計を求める。</p> <p>で求めた値が で求めた値以上であれば良い。</p> <p>また、軸組の配置は、令第46条第4項により必要壁量のチェックだけでなく、バランスよく配置されているかどうかに関しても国土交通省の定める基準によってチェックする必要がある。</p> <p>(g) 火打材と振れ止め</p> <p>(h) 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、(ボルト締め)(かすがい打)(込み栓打)その他の国土交通省が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように(緊結)しなければならない。 <p style="text-align: right;">[令第47条第1項]</p>	

(i) 防腐措置

- ・ 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から (1 m以内) の部分には、有効な (防腐措置) を講ずるとともに、必要に応じて、 (しろあり) その他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。 [令第 4 9 条]



第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
各構造の種別ごとの規定(鉄骨造)	
<p>[3] 各構造の種別ごとの規定</p> <p>(1) 鉄骨造</p> <p>(a) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、(炭素鋼)若しくは(ステンレス鋼)又は(鋳鉄)としなければならない。 ・鋳鉄は、(圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分)には、使用してはならない。 [令第64条] <p>(b) 圧縮材の有効細長比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の(有効細長比)は、柱にあっては(200)以下、柱以外のものにあっては(250)以下としなければならない。 [令第65条] <p>(c) 柱の脚部、部材の接合、ボルトなど</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、国土交通省が定める基準に従った(アンカーボルト)による(緊結)その他の構造方法により(基礎)に緊結しなければならない。ただし、(滑節構造)である場合においては、この限りでない。 [令第66条]</p> <p>鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は(高力ボルト)接合、(溶接)接合若しくは(リベット)接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は(高力ボルト)接合若しくは(溶接)接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合によらなければならない。 [令第67条第1項]</p> <p>構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 [令第67条第2項]</p> <p>高力ボルト、ボルト、又はリベットの相互間の中心距離は、その径の(2.5)倍以上としなければならない。 [令第68条第1項]</p>	

高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より(2)mmを超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が(27)mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より(3)mmまで大きくすることができる。

[令第68条第2項]

ボルト孔の径は、ボルト径より(1)mmを超えておおきくしてならない。ただし、ボルトの径が(20)mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より(1.5)mmまで大きくすることができる。 [令第68条第4項]

(d) 斜材、壁等の配置

・軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、形鋼、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を(釣合い良く配置)しなければならない。

[令第69条]

(e) 柱の防火被覆

・地階を除く階数が3以上の建築物にあっては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合においては、当該柱の構造は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(30分間)構造耐力上支障のある(変形)、(溶融)、(破壊)その他の損傷を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 [令第70条]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
各構造の種別ごとの規定(鉄筋コンクリート造)	
<p>[3] 各構造の種別ごとの規定</p> <p>(3) 鉄筋コンクリート造</p> <p>(a) コンクリートの材料</p> <p>骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような(酸、塩、有機物又は泥土)を含まないこと。 [令第72条第一号]</p> <p>骨材は、(鉄筋相互間)及び(鉄筋とせき板)との間を用意に通る大きさであること。 [令第72条第二号]</p> <p>骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な(強度)、(耐久性)及び(耐火性)が得られるものであること。 [令第72条第三号]</p> <p>(b) コンクリートの強度・調合・養生・型わくなど</p> <p>四週圧縮強度は、1mm²につき(12N)(軽量骨材を使用する場合には、9N)以上であること。 [令第74条第1項第一号]</p> <p>コンクリートの打込み中及び打込み後(5日間)は、コンクリートの温度が(2度)を下らないようにし、かつ、(乾燥)(震動)などによってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化促進をするための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。 [令第75条]</p> <p>構造耐力上主要な部分に係る型わく及び支柱は、コンクリートが自重及び工事の施工中の荷重によって(著しい変形)又は(ひび割れ)その他の損傷を受けない強度になるまでは、(取り外してはならない)。 [令第76条]</p> <p>(c) 鉄筋の継手と定着</p> <p>・鉄筋の末端は、(かぎ状)に曲げて、コンクリートから抜け出さないように定着しなければならない。ただし、異形鉄筋にあっては、(柱)及び(はり)(基礎ばりを除く)の出すみ部分、や(煙突)以外に使用する場合には、その末端を折り曲げなくてもよい。 [令第73条第1項]</p>	

・主筋又は耐力壁の鉄筋(ここでは主筋等)の継手の(重ね長さ)は、継手を構造部材における(引張力の最も小さい部分)に設ける場合にあっては、主筋等の径の(2.5倍)以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の(4.0倍)以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合にあってはこの限りでない。[令第73条第2項]

・軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造については、上記第2項の規定中の「2.5倍」を(3.0倍)と、「4.0倍」を(5.0倍)とする。
[令第73条第4項]

・柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の(4.0倍)以上としなければならない。
[令第73条第3項]

(d) 鉄筋のかぶり厚さ

・耐力壁以外の壁又は床にあっては(2cm)以上、耐力壁、柱又ははりにあっては(3cm)以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては(4cm)以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く)にあっては捨コンクリートの部分を除いて(6cm)以上としなければならない。
[令第79条第1項]

(e) 柱・床版・はり・耐力壁の構造

・柱の構造

主筋は、(4本)以上とすること。[令第77条第1項第一号]

主筋は、帯筋と(緊結)すること。[令第77条第1項第二号]

帯筋の径は、(6mm)とし、その間隔は、(15cm)(柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の2倍以内の距離にある部分においては、10cm)以下で、かつ、最も細い主筋の径の(1.5倍)以下とする。[令第77条第1項第三号]

帯筋比は、(0.2%)以上とすること。[令第77条第1項第四号]

柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の(1/15以上)とすること。[令第77条第1項第五号]

主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の(0.8%)以上とすること。[令第77条第1項第六号]

・床版の構造

厚さは、(8 cm)以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの(1/40以上)とすること。

[令第77条の2第1項第一号]

引張鉄筋の間隔は、短辺方向において(20 cm以下)、長辺方向において(30 cm以下)で、かつ、床版の厚さの(3倍以下)とする。

[令第77条の2第1項第二号]

・はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはりは、(複筋ばり)とし、これ(あばら筋)をはりの丈の(3/4)(臥梁にあっては、30 cm)以下の間隔で配置しなければならない。

[令第78条]

・耐力壁

厚さは、(12 cm)以上とする。

[令第78条の2第1項第一号]

開口部周囲に径(12 mm)以上の補強筋を配置すること。

[令第78条の2第1項第二号]

壁筋は、径(9 mm)以上の鉄筋を縦横に(30 cm)(複配筋として配置する場合においては、45 cm)以下の間隔で位置すること。ただし、平家建ての場合にあっては、その間隔を(35 cm)(複配筋として配置する場合においては、50 cm)以下とすることができ

[令第78条の2第1項第三号]

周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

[令第78条の2第1項第四号]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
構造計算の方法	
<p>[4] 構造計算の方法</p> <p>構造計算が必要な建築物に関する規定について</p> <p>(1) 総則</p> <p>高さ60m以下の建築物の構造計算</p> <p>(a) 許容応力度等計算 (構造計算ルート1 , 2 , 3 の総称)</p> <p>(b) 限界耐力計算 (許容応力度等計算より詳細な計算方法)</p> <p>高さ60mを超える建築物 (超高層建築物) の構造計算</p> <p>国土交通大臣が定める計算方法で安全性を確かめて、国土交通大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物としてみなす。</p> <p>(2) 許容応力度等計算による構造計算 [令第82条]</p> <p>(a) 1次設計</p> <p>荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。</p> <p>構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を [令第82条第1項第二号] の表の式によって計算する。</p> <p>計算した長期及び短期の各応力度が [令第3章第3款] を超えないことを確かめること。</p> <p>国土交通大臣が定める場合においては、構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上支障が起こらないことを国土交通大臣が定める方法によって確かめること。</p> <p>(b) 2次設計</p> <p>国土交通大臣が定める「特定建築物 (昭55建告1790) 」については、<u>1次設計に加えて次の計算も行う</u>。</p> <p>地上部分について、層間変形角 (地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合) が (1 / 200) 以内 (著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、1 / 120 以内) であることを確かめなければならない。 [令第82条の2]</p>	<p>令第81条の2、令第36条第4項</p> <p>令第81条第2項</p>

高さが3.1m以下のものは、地上部分の各階の（剛性率）及び（偏心率）の検討を行うほか国土交通大臣が地震に対して、安全上必要があると認めている基準に従った構造計算を行わなければならない。ただし、（保有水平耐力）の計算を行った場合においてはこの限りでない。 [令第82条の3]

高さが3.1mを超えるものは、特定建築物の地上部分について、[令第82条の4第1項第一号]の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力（保有水平耐力）が[令第82条の4第1項第二号]の規定によって計算した（必要保有水平耐力）以上であることを確かめなければならない。 [令第82条の4]

(c) 荷重と外力

建築物に作用する荷重及び外力として、（固定荷重）（積載荷重）（積雪荷重）（風圧力）（地震力）を採用しなければならない。

[令第83条]

- ・（固定荷重） [令第84条]
- ・（積載荷重） [令第84条]
- ・（積雪荷重） [令第84条]
- ・（風圧力） [令第84条]
- ・（地震力） [令第84条]

(d) 許容応力度と材料強度

- ・許容応力度 [令第89条～令第94条]
- ・材料強度 [令第95条～令第99条]

(3) 限界耐力計算 [令第82条の6]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
火災の進展と法規	
<p>3、防災と避難についての規定</p> <p>[1] 火災の進展と法規</p> <p>(1) 建築物火災の現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラッシュオーバー <p>(2) 建築基準法と消防法</p> <p>[2] 火災の拡大を防止する対策</p> <p>(1) 着火の防止</p> <p>(2) 早期発見と初期消火</p> <p>(a) 自動火災報知設備</p> <p>(b) 消火器具と屋内消火栓設備</p> <p>(c) スプリンクラー設備</p> <p>(3) 火災拡大・危険性増大の防止</p> <p>(a) 内装制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限を受ける建築物 [令第128条の4] <p>* 不燃性能 (通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能)</p> <p>[法第2条第九号]</p> <p>(政令で定める技術的基準)</p> <p>加熱開始後 (20分間) 下記の3つの要件を満たしているもの。 [令第108条の2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃焼しないもの。 ・防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの。 ・避難上有害な煙又はガスを発生しないもの。 <p>不燃材料・・・加熱開始後 (20分間) 上記3つの要件を満たしている建築材料 [法第2条第九号]</p> <p>[令第128条の3の2]</p> <p>準不燃材料・・・加熱開始後 (10分間) 上記3つの要件を満たしている建築材料 [令第1条第五号]</p> <p>難燃材料・・・加熱開始後 (5分間) 上記3つの要件を満たしている建築材料 [令第1条第六号]</p>	

* **耐火性能** (通常火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能)

[法第2条第七号]

(政令で定める技術的基準)

・通常火災による火熱がそれぞれ[令第107条第1項第一号]の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

[令第107条第1項第一号]

・(壁及び床)にあつては、これらに通常火災が(1時間)(非耐力壁である外壁の延焼おそれのある部分以外の部分にあつては、30分間)加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度(可燃物燃焼温度)以上に上昇しないものであること。

[令第107条第1項第二号]

・(外壁及び屋根)にあつては、これらに屋内において発生する通常火災による火熱が(1時間)(非耐力壁である外壁の延焼おそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、30分間)加えられた場合に、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

[令第107条第1項第三号]

耐火構造・・・壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、(耐火性能)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

[法第2条第七号]

* **準耐火性能** (通常火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能)

[法第2条第七号の二]

(政令で定める技術的基準)

・通常火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ[令第107条の2第一号]の表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

[令第107条の2第一号]

・(壁、床及び軒裏)(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。)にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(45分間)(非耐力壁である外壁の延焼おそれのある部分以外の部分及び軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。)にあっては(30分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

[令第107条の2第二号]

・(外壁及び屋根)にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(45分間)(非耐力壁である外壁の延焼おそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

[令第107条の2第三号]

準耐火構造・・・壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、(準耐火性能)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

[法第2条第七号の二]

* 防火性能 (建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要なとされる性能)

[法第2条第八号]

(政令で定める技術的基準)

・耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(30分間)構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

[令第108条第一号]

・(外壁及び軒裏)にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(30分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

[令第108条第二号]

* 防火構造・・・建築物の外壁又は軒裏のうち、(防火性能)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

<内装制限>

内装制限の対象となる部分

居室の(壁)(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び(天井)(天井がない場合は、屋根。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)

難燃材料が不可能なもの

- ・仕上げを(準不燃材料)かこれに準ずるもので行わなければならないものは、開口部が不足する(居室)(天井の高さが6mを超えるものを除く。)及び当該居室から地上に通ずる主たる(廊下)(階段)その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分。
- ・(自動車車庫)又は(自動車修理工場)で当該用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる(通路)の壁及び天井に面する部分。
- ・(地階)又は(地下工作物内)に設ける居室その他これらに類する居室で法別表第1(イ)欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供するもの及びこれらの居室から地上に通ずる廊下・階段その他の通路の壁及び天井に面する部分。
- ・調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が(2)以上の住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く)の(最上階以外)の階又は(住宅の用途に供する建築物以外)の建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く)に存する調理室、浴室、乾燥室、(ボイラー室)作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの以外のもの。

[法第2条第八号]

[法第35条の2]

[令129条第1項]

[令128条の3の2]

[令129条第5項]

* 排煙上の無窓

* 採光上の無窓

[令128条の4第1項第二号]

[令129条第2項]

[令128条の4第1項第三号]

[令129条第3項]

[令128条の4第4項]

難燃材料が可能なもの

* (3階)以上に居室を有する建築物の当該用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、難燃材料不可。

[令129条第1項第一号]

・[令128条の4第1項第一号]の表に掲げる特殊建築物や[令128条の4第2項][令128条の4第3項]などの大規模建築物(学校等の用途に供するものは除く)

下地ともに不燃材料とするもの

・屋内避難階段の階段室、特別避難階段の階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げ・下地共に(不燃材料)で造ること。

[令123条第1項第二号]

[令123条第3項第三号]

・非常用の昇降機の乗降口ビーについても天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げ・下地共に(不燃材料)で造ること。

[令129条の13の3第3項第五号]

適用除外

・(スプリンクラー設備)(水噴霧消火設備)(泡消火設備)その他これらに類するもので(自動式)のもの及び令第126条の3の規定に適合する(排煙設備)を設けた建築物。

[令129条第7項]

・法別表第1(イ)欄(2)欄項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物又は法第2条第九号の三イに該当する準耐火建築物である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計100㎡(共同住宅の住戸にあっては、200㎡)以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室。

[令129条第1項]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
火災の進展と法規	
<p>3、防災と避難についての規定</p> <p>[2] 火災の拡大を防止する対策</p> <p>(3) 火災拡大・危険性増大の防止</p> <p>(b) 防火区画</p> <p>・(面積区画) (高層区画) (竪穴区画) (異種用途区画)</p> <p>面積区画</p> <p>・主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で延べ面積が(1 , 5 0 0) m²を超えるものは、(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので(自動式)のものを設けた部分の床面積の(1 / 2)に相当する床面積を除く。)床面積(1 , 5 0 0) m²以内ごとに区画する。ただし、</p> <p><任意(自主的に)準耐火建築物のケース></p> <p>劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物でやむを得ないものは除外。</p> <p>階段室の部分又は昇降機の昇降路(乗降ロビー含む)で準耐火構造(1 時間以上)の床・壁又は(特定防火設備)で区画されたものは除外。</p> <p><義務準耐火建築物のケース></p> <p>・法27条第2項、法第62条第1項又は法第67条の2第1項による準耐火建築物としたものは、床面積の合計(5 0 0) m²以内ごとに基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せなければならない。</p> <p>(ただし、防火上主要な間仕切壁の不燃構造又は1時間準耐火を除く)</p> <p>・<u>不燃構造準耐火</u>(法第27条第1項、第62条第1項、法第67条の2第1項の規定の場合)、<u>1時間準耐火</u>(法第27条第1項、第62条第1項、法第67条の2第1項の規定、法27第1項ただし書き</p>	<p>[令第112条]</p> <p>[令第112条第1項第一号]</p> <p>[令第112条第1項第二号]</p> <p>[令第112条第2項]</p> <p>[令第112条第3項]</p>

の規定含む)令第129条の2の3第1項第一号口の基準適合建築物(法第21条第1項ただし書きの規定の場合)床面積の合計(1,000)㎡以内ごとに基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

・[令第112条第2項][令第112条第3項]ともに(体育館)(工場)等で(天井)(ない場合は屋根)・(壁)の室内に面する部分の仕上げを(準不燃材料)とした部分は除外。

・階段室の部分又は昇降機の昇降路(乗降口ビー含む)で準耐火構造(1時間以上)の床・壁又は(特定防火設備)で区画されたものは除外。

*** 高層区画**

・11階以上の部分で各階の床面積の合計が100㎡を超えるものは床面積の合計(100)㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は規定の防火設備で区画しなければならない。

・しかしながら、内装(仕上げと下地ともに準不燃材料)とし、(特定防火設備)で区画した場合には、(200)㎡以内で区画すればよい。

・また、内装(仕上げと下地ともに不燃材料)とし、(特定防火設備)で区画した場合には、(500)㎡以内で区画すればよい。

・[令第112条第5項][令第112条第6項][令第112条第7項]ともに階段室、昇降路(乗降口ビー含む)廊下その他避難のための部分、共同住宅の住戸(床面積200㎡以下)で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した部分は除外。

竪穴区画

・主要構造部を(準耐火構造)とし、かつ、(地階)又は(3階以上の階)に居室を有する建築物は、メゾネット住戸、吹抜き、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペースなどの部分と周囲の部分準耐火構造の床又は壁防火設備で区画する。ただし、避難階の直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなっている部分、階段部分などで内装(下地を含む)を不燃材料で造ったものや階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうち

[令第112条第4項第一号]

[令第112条第4項第二号]

[令第112条第5項～第8項]

[令第112条第9項]

[令第112条第9項第一号]

[令第112条第9項第二号]

その階数が3以下で床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜き、階段部分、昇降機の昇降路部分等は除外。電話所その他これらに類するものを含む。)については、当該部分(当該部分が第1項ただし書きに規定する用途に供する建築物の部分でその壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)

異種用途区画

・建築物の一部が法24条各号に該当する建築物とその他の部分を準耐火構造とした壁又は(防火設備)で区画しなければならない。

[令第112条第12項]

・建築物の一部が法27条第1項各号のいずれか又は第2項各号のいずれかに該当する建築物とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は(特定防火設備)で区画しなければならない。

[令第112条第13項]

外壁の開口部、防火区画貫通部分などの防火措置

[令第112条第10項]

・区画する床又は壁の端部から上階又は隣接する区画への火のまわり込みを防ぐための措置として、これらに接する部分を含み幅(90)cm以上の部分を準耐火構造とする。又は、外壁面から(50)cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、そで壁などで防火上有効に遮る。

・また、これらの部分に開口部があるときは遮炎性能をもつ防火設備を設けなければならない。

[令第112条第11項]

・(給水管、配電管その他の管が防火区画の床、壁を貫通する場合)は、当該管と防火区画とのすき間を(モルタルその他の不燃材料)で埋めなければならない。

[令第112条第15項]

・(換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火区画を貫通する場合)当該風道の防火区画を貫通する部分又は近接する部分に火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に(自動的に閉鎖)するものであることや閉鎖した場合に防火上支障のない(遮煙性能を有する)特定防火設備を設けなければならない。

[令第112条第16項]

(4) 大規模建築物や特殊建築物の耐火性能

(a) 特殊建築物の構造制限

耐火建築物・・・主要構造部を(耐火構造)にした建築物又は、主要構造部を(耐火性能検証法)に適合させた建築物で外壁の開口部で(延焼のおそれのある部分)に(防火設備)を設けたもの。

[法第2条第九号の二 イ (1)及びロ]

[令第108条の3]

防火設備・・・その構造が遮炎性能(通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

[法第2条第九号の二 ロ]

(遮炎性能に関する技術的基準)

[令第109条の2]

・防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、(20分間)当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。

特定防火設備・・・通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(1時間)当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

[令第112条第1項]

準耐火建築物・・・主要構造部を(準耐火構造)にした建築物又は同等の準耐火性能を有するものとして政令で定める技術的基準に適合するもので、外壁の開口部で(延焼のおそれのある部分)に(防火設備)を設けたもの。

[法第2条第九号の三 イ及びロ]

(政令で定める技術的基準)

- ・外壁が(耐火構造)である。
- ・柱・はりが(不燃材料)である。

[令第109条の3第一号]

[令第109条の3第二号]

(延焼のおそれのある部分)

[法第2条第六号]

隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積500㎡以内の建築物は、一とみなす)

(b) 大規模建築物の主要構造部への制限

・高さ(13)m又は軒の高さが(9)mを超える建築物(主要構造部の床、屋根及び階段を除く)の主要な部分(建築物の自重又は積載荷重(多雪区域では積雪荷重を含む)を支える部分)に可燃材料を用いたものは一定の技術的基準に適合するものでなければならない。<従前(平成12年改正前)では、この大規模木造建築物等は木造とすることが制限されていた>

・延べ面積が(3,000)m²を超える建築物(主要構造部の床、屋根及び階段を除く)の主要な部分に可燃材料を用いたものは一定の技術的基準に適合するものでなければならない。

(c) 大規模建築物の防火壁

・耐火建築物又は準耐火建築物を除く建築物(木造建築物等)で延べ面積が(1,000)m²を超える建築物は、防火上有効な構造の(防火壁)によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ(1,000)m²以内としなければならない。

(適用除外)

・卸売市場の上家、機械製作工場等の火災発生のおそれ少なく主要構造部が不燃材料その他これに類する構造のもの又は構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの。畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で一定の基準に適合するもの。

[法第21条第1項]

[法第21条第2項]

[法第26条]

第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
密度の意味 建ぺい率	

4、密度に関する規定

[1] 密度の意味

地域の建築物の密度を調節することにより、間接的に人や交通量の調和をはかり、良好な都市環境をつくる。

[2] 建ぺい率

(1) 建ぺい率の定義と制限値

(建ぺい率) [法 5 3 条]
 建ぺい率 = (建築面積) ÷ (敷地面積) × 1 0 0 [%]

敷地条件等 用途地域	都市計画 において 定められ たもの	法53条 第3項 第一号 に該当	法53条 第3項 第二号 に該当	法53条第3項 第一号及び 第二号に該当 +
第一種低層 住居専用地域				
第二種低層 住居専用地域	3/10 4/10	+	+	+
第一種中高層 住居専用地域	5/10 6/10	(1/10)	(1/10)	(2/10)
第二種中高層 住居専用地域				
第一種住居地域	5/10			
第二種住居地域	6/10	+	+	+
準住居地域	8/10 (a)	(1/10)	(1/10)	(2/10)
近隣商業地域	6/10			
	8/10	(a)なし		(a)なし
商業地域	8/10	なし	9/10	なし
準工業地域	5/10			
	6/10			
	8/10 (a)			
工業地域	5/10	+	+	+
	6/10	(1/10)	(1/10)	(2/10)
工業専用地域	3/10			
	4/10	(a)なし		(a)なし
	5/10			
	6/10			

(2) 建ぺい率の異なる二つ以上の地域等にまたがる場合
 それぞれの地域ごとで計算した建築面積の合計の値を上限とする。
 (面積加重平均とする。)

第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
容積率	

[3] 容積率

(1) 容積率の定義と制限値

(容積率) [法 5 2 条]
 容積率 = (延べ面積) ÷ (敷地面積) × 1 0 0 [%]

敷地条件等		容積率は または に定める数値以下	
用途地域		都市計画に おいて 定められたもの	前面道路の幅員 (W < 1 2 m) による数値
第一種低層 住居専用地域		5/10 10/10 6/10 15/10	W × (4/10)
第二種低層 住居専用地域		8/10 20/10	
第一種中高層 住居専用地域		10/10 15/10	W × (4/10) (特定行政庁の指定 する区域内は 6/10)
第二種中高層 住居専用地域		20/10 30/10	
第一種住居地域	高	40/10	
第二種住居地域	高	50/10	
準住居地域	高		
近隣商業地域	高		
商業地域		20/10 80/10 30/10 90/10 40/10 100/10 50/10 110/10 60/10 120/10 70/10 130/10	W × (6/10) (特定行政庁の指定 する区域内は 4/10 又は 6/10)
準工業地域	高	100/10 300/10 150/10 400/10 200/10 500/10	
工業地域		100/10 300/10	
工業専用地域		150/10 400/10 200/10	

高：高層住居誘導地区内の建築物であって、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の 2/3 以上であるものは、 の数値の 1.5 倍

(2) 容積率の異なる二つ以上の地域等にまたがる場合 [法 5 2 条 7 項]
 それぞれの地域ごとで計算した延べ面積の合計の値を上限とする。
 (面積加重平均とする。)

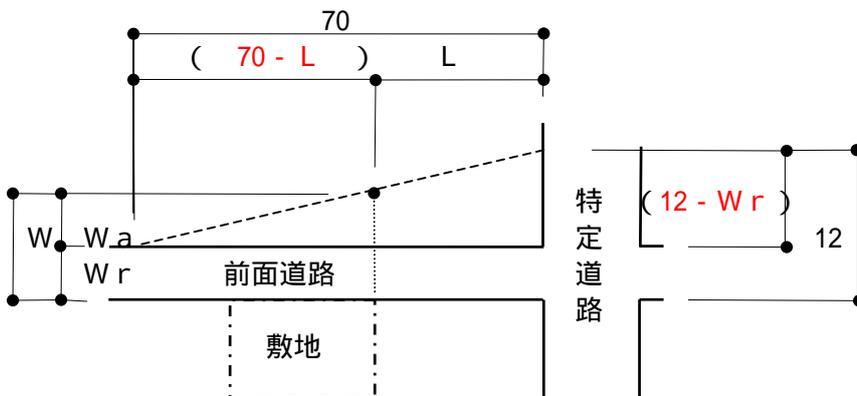
(3) 前面道路幅員との関係による容積率制限 [法 5 2 条 2 項]
 表参照。
 前面道路が 2 以上あるときは、その幅員の最大のもの。

第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
容積率 (前面道路の緩和)	

(4) 前面道路についての容積率の緩和

[法52条9項、令135条の17]
幅員6m以上12m未満の前面道路が幅員15m以上の道路(特定道路)に70m以内で接続する場合には当該前面道路幅員(W)は
W = 前面道路の幅員(Wr) + Wa となる。

$$W_a = \left(\frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70} \right)$$



(5) 容積率算定の特例

(a) 計画道路が敷地内にある場合 [法52条(10)項]

当該計画道路を前面道路とみなして、計画道路にかかわる部分の面積は、敷地面積に算入しない。

(b) 壁面線の指定がある場合

[法52条(11)・(12)・(13)項]

前面道路と壁面線との間の面積は敷地面積に算入しない。
前面道路に乗ずる数値が4/10(住居系)では、前面道路に乗ずる数値を6/10とする。その他では特定行政庁の許可を必要とする。

(c) その他の特例許可 [法52条(14)項]

法52条14項に該当し、特定行政庁が許可したものは、容積率の限度を超えることができる。

(d) 床面積の算定についての緩和

[令2条1項四号、3項・法52条3項、6項]

自動車車庫等の面積の(1/5)まで、
住宅の地階の面積の(1/3)まで、
共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の面積は、
容積率算定の基礎となる延べ面積から除く。

第3章 良好な都市環境をつくるための規定

建築物の高さの制限

建築物の各部分の高さ（道路斜線制限）

MEMO

[1] 建築物の高さの制限

(1) 制限の内容

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)

[法 5 5 条]

第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、都市計画で、建築物の高さは、(1 0) m又は(1 2) m以下と指定される。絶対高さ制限 [1 項]

(2) 高さ制限の緩和

(a) 認定による緩和

1 0 mの限度地域において、空地率と敷地面積の条件が満たされ、特定行政庁が認めた場合、(1 2) mを限度とする。

[2 項]

(b) 許可による緩和

敷地の周囲に広い(公園)や(広場)(道路)などがあり、低層住宅にかかる良好な住居の環境を害することが無く、特定行政庁が許可したものは、高さ制限は緩和される。学校などのその用途上やむを得ないと認めて特定行政庁が許可したのも同様である。

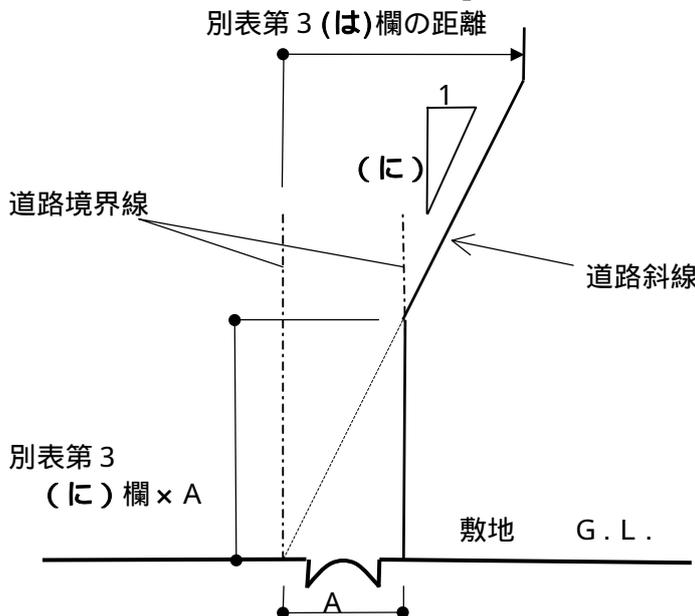
[3 項]

[2] 建築物の各部分の高さの制限

(建築物の各部分の高さ) [法 5 6 条]

(1) 道路斜線制限

[法 5 6 条 1 項 1 号]



別表第3

(に) 欄 : 住居系用途地域は (1 . 2 5)

住居系以外の用途地域は (1 . 5)

用途地域の指定のない区域は (1 . 2 5 又は 1 . 5)

第3章 良好な都市環境をつくるための規定

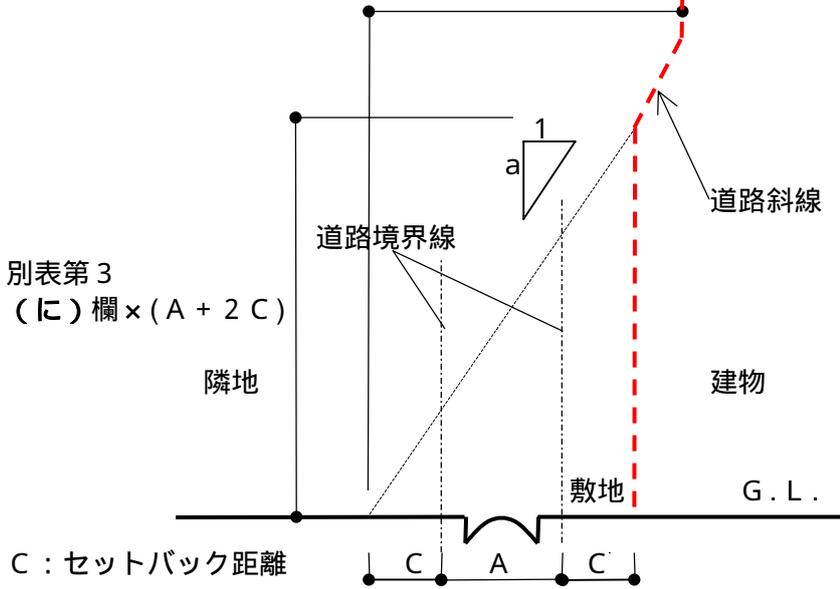
建築物の各部分の高さ
(道路斜線制限の緩和)

MEMO

(2) 道路斜線制限の緩和

(a) 前面道路境界線から後退して建築する場合 [法56条 2 項]

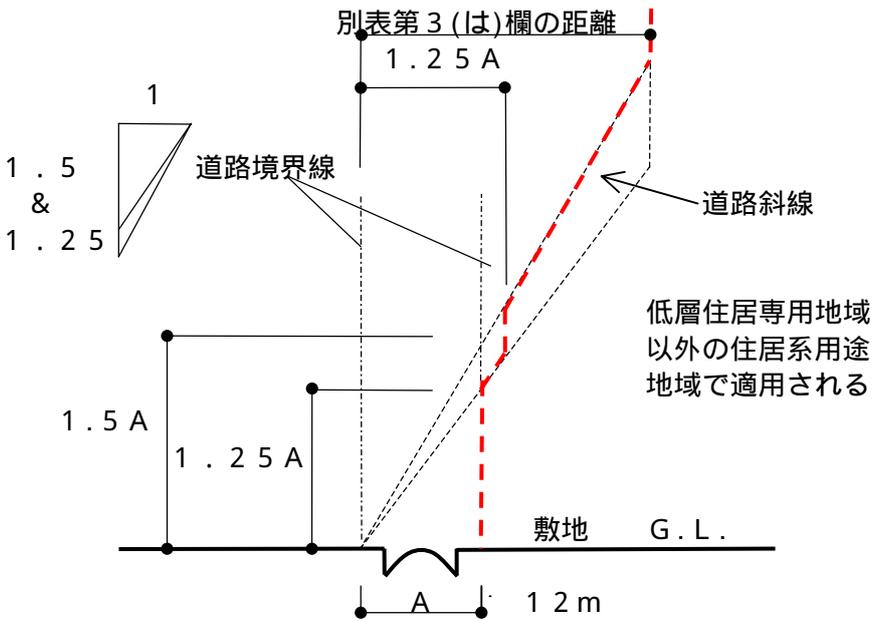
別表第3(は)欄の距離



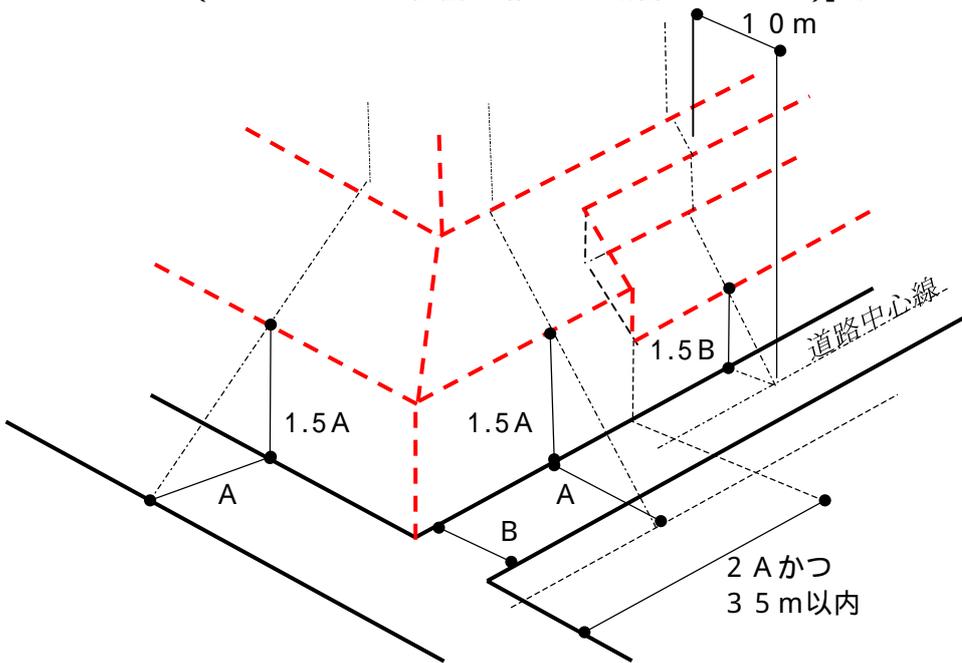
(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例) [令130条の12]

(b) 住居系用途地域内で前面道路幅員が12m以上の場合

[法56条 3 項]



(c) 建築物の敷地が2以上の道路に接している場合[法56条6項]
 (2以上の前面道路がある場合) [令132条]



前面道路幅 $A > B$ の場合

A道路側斜線制限 通常と同じ

B道路側斜線制限

A道路から、($2A$) かつ (3.5) m 以内の範囲

...前面道路幅を(A)の道路幅とみなした斜線制限となる。

B道路中心線から、(1.0) m をこえる区域

...前面道路幅を(A)の道路幅とみなした斜線制限となる。

第3章 良好な都市環境をつくるための規定

建築物の各部分の高さ

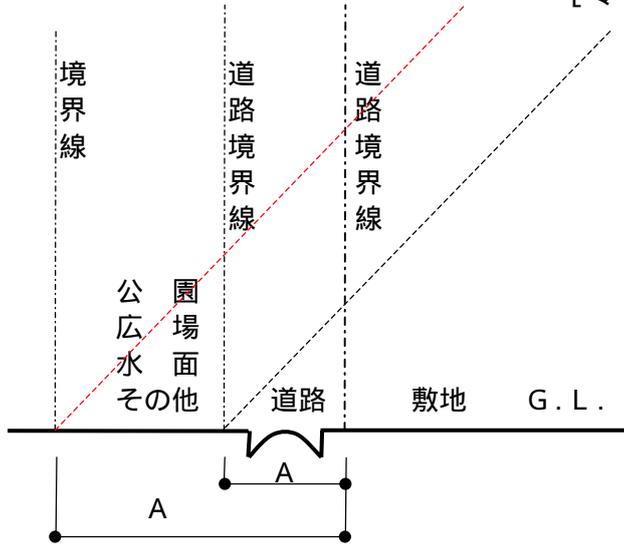
(道路斜線制限の緩和) <公園、高低差>

MEMO

(d) 前面道路の反対側に公園などがある場合 [法56条6項]

(前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合)

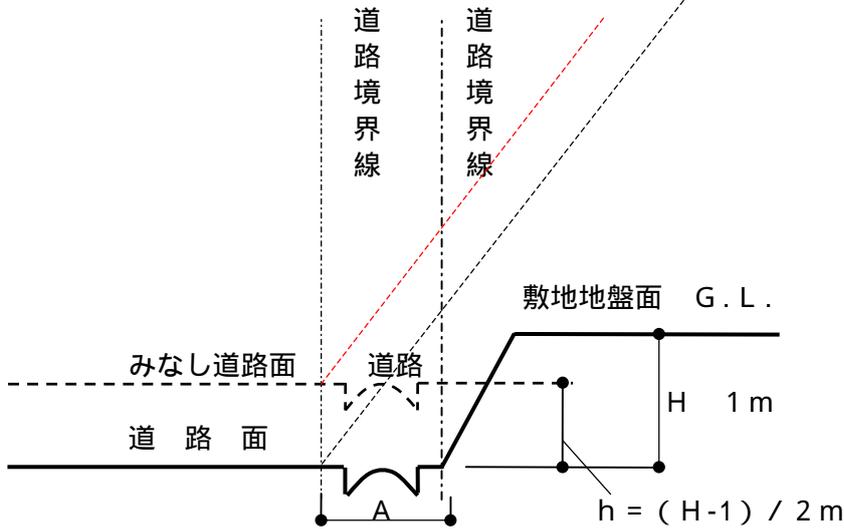
[令134条]



(e) 前面道路と敷地の地盤面に高低差がある場合 [法56条6項]

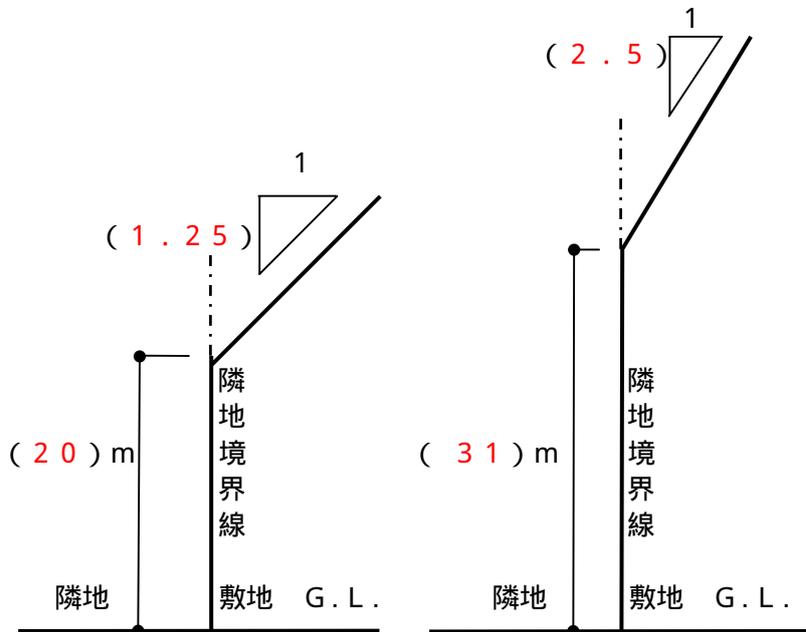
(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

[令135条の2]



第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
建築物の各部分の高さ (隣地斜線制限)	

(3) 隣地斜線制限 [法56条 1項2号]
 第一種低層住居専用地域と(第二種低層住居専用地域)
 では、隣地斜線制限の適用は受けない。
 低層住居専用地域以外の住居系用途地域
 ($h = 20\text{m} + 1.25 \times l\text{m}$)
 h: 各部分の高さ制限
 l: 隣地境界線からの距離
 商業系用途地域、工業系用途地域、高層住居誘導地区、用途地域の
 指定のない区域
 ($h = 31\text{m} + 2.5 \times l\text{m}$)
 h: 各部分の高さ制限
 l: 隣地境界線からの最小距離



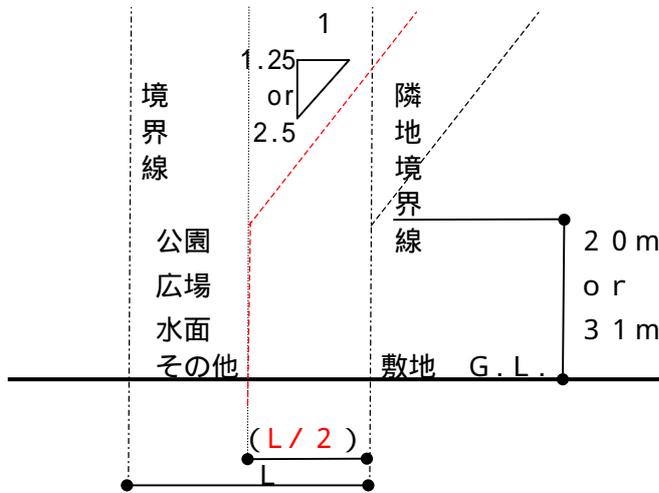
低層住居専用地域以外の
住居系用途地域

商業系用途地域
工業系用途地域
高層住居誘導地区
用途地域の指定のない区域

ただし、条件により異なる場合がある。(法56条1項2号による)

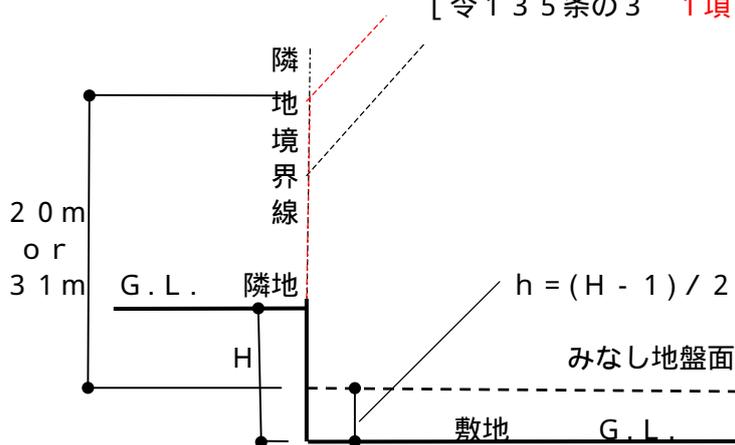
(3) 隣地斜線制限の緩和

(a) 建築物の敷地が公園などに接する場合 隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和 [令135条の3 1項1号]

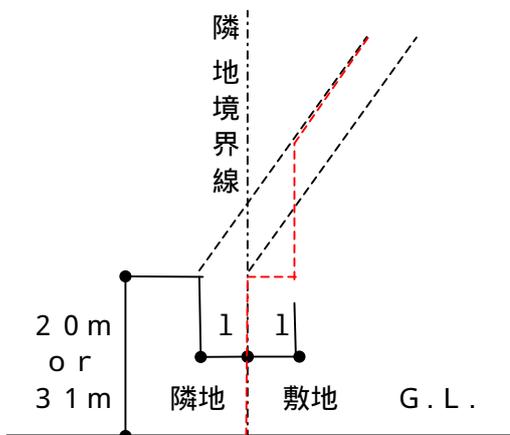


(b) 建築物の敷地の地盤面が隣地より低い場合

[令135条の3 1項2号]



(c) 隣地境界線から後退して建築する場合 [法56条 1項2号]

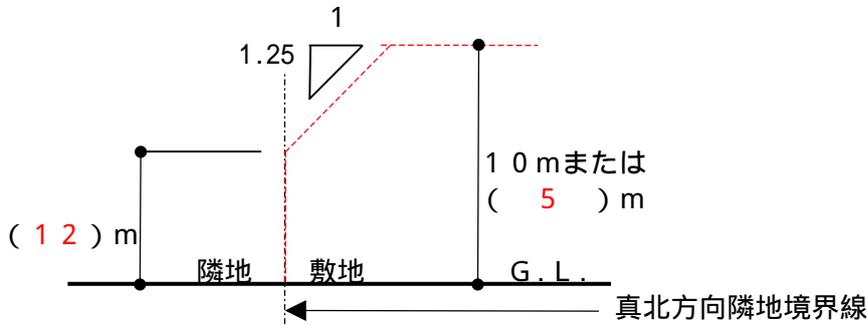


第3章 良好な都市環境をつくるための規定

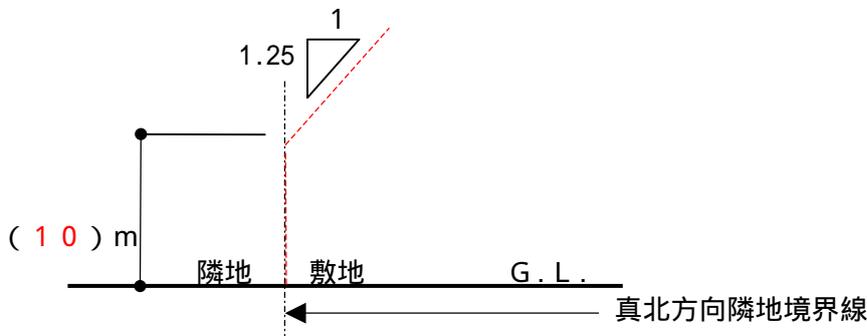
建築物の各部分の高さ
(北側斜線制限)

MEMO

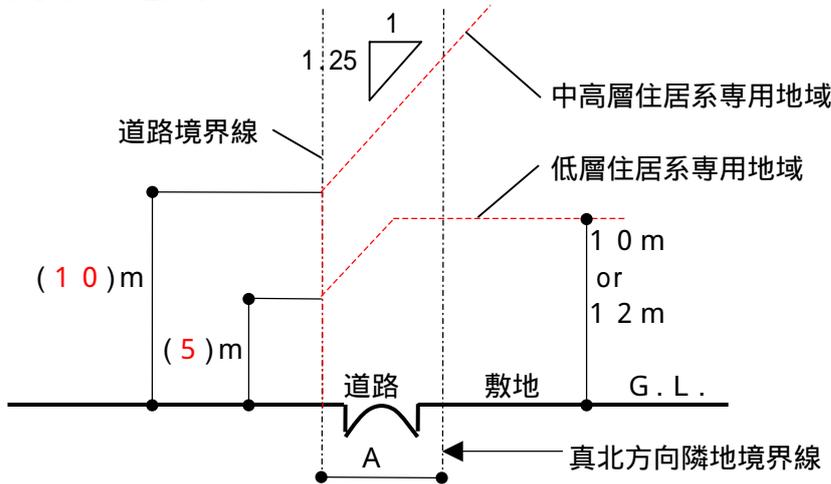
(5) 北側斜線制限 [法56条 1項3号]
低層住居系専用地域



中高層住居系専用地域

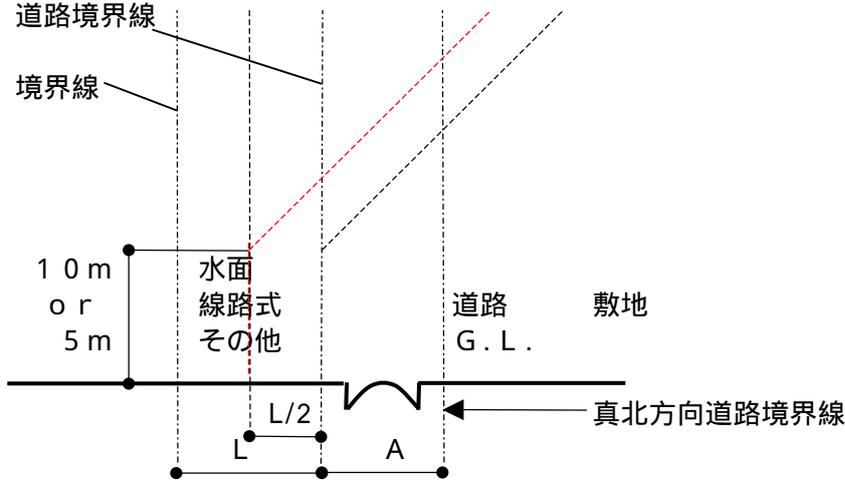


真北方向に道路がある場合

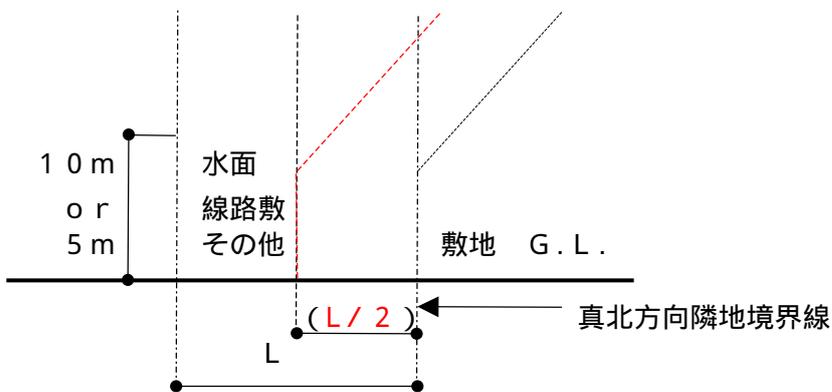


(6) 北側斜線制限の緩和

(a) 建築物の敷地の北側に水面、線路敷などがある場合 真北方向に道路を挟んで線路敷などがある場合 [令135条の4 1項1号]

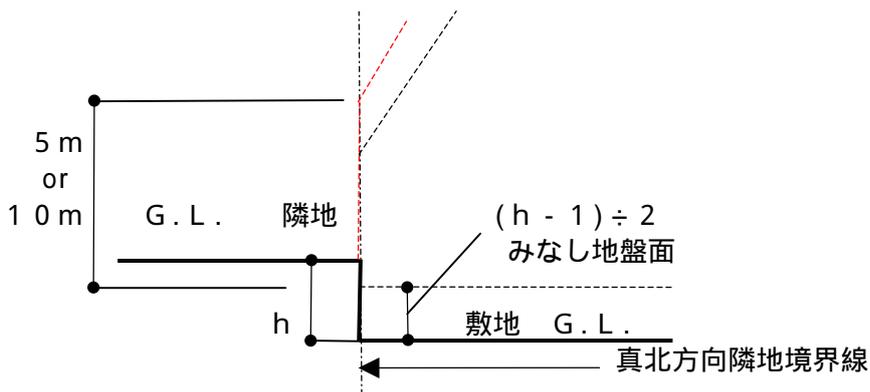


真北方向の隣地に線路敷などがある場合



(b) 敷地の地盤面が隣地の地盤面より低い場合

[令135条の4 1項2号]



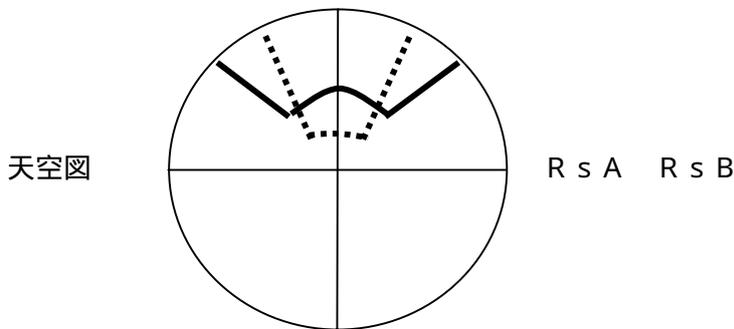
第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
日影による中高層の建築物の高さ密度の制限	

(7) 天空率による高さ制限の特例 [法56条 7項]
 計画建築物の天空率[$R_s A$]が、斜線規制による適合建築物の天空率[$R_s B$]よりも、大きければ、斜線規制は適用しない。
 (ただし、異なる規制がある自治体もある。)

$$R_s = \frac{A_s - A_b}{A_s}$$

A_s : 想定半球の水平投影面積

A_b : 建築物及びその敷地の地盤を A_s の想定半球と同一の想定半球に投影した投影面の水平投影面積



———— 斜線規制による適合建築物の天空図[B]

..... 計画建築物の天空図[A]

上図は、敷地に東西方向全面で斜線規制による高さの限度までの建築物による天空図(実線)の水平投影面積と、東西方向を短くして斜線規制を超える高さの建築物による天空図(点線)である。

[3] 日影による中高層の建築物の高さの制限 [法56条の2]

(1) 対象区域

[法別表第4(イ)欄の地域又は区域の全部又は一部で地方公共団の条例で指定する区域]

- 1 (第一種・第二種低層住居専用地域)
- 2 (第一種・第二種中高層住居専用地域)
- 3 (第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域)
- 4 用途地域の指定のない区域

日影規制の対象外区域であっても、日影規制を受ける区域に日影を落とす場合は、日影規制が適用される。

(2) 対象建築物 [法別表第4(ロ)欄の建築物]

(3) 測定の条件

(a) 基準となる日と時間帯

日 : (冬至) 日

時間帯 : 真太陽時による午前(8)時から午後(4)時まで
(北海道は午前9時から午後3時まで)

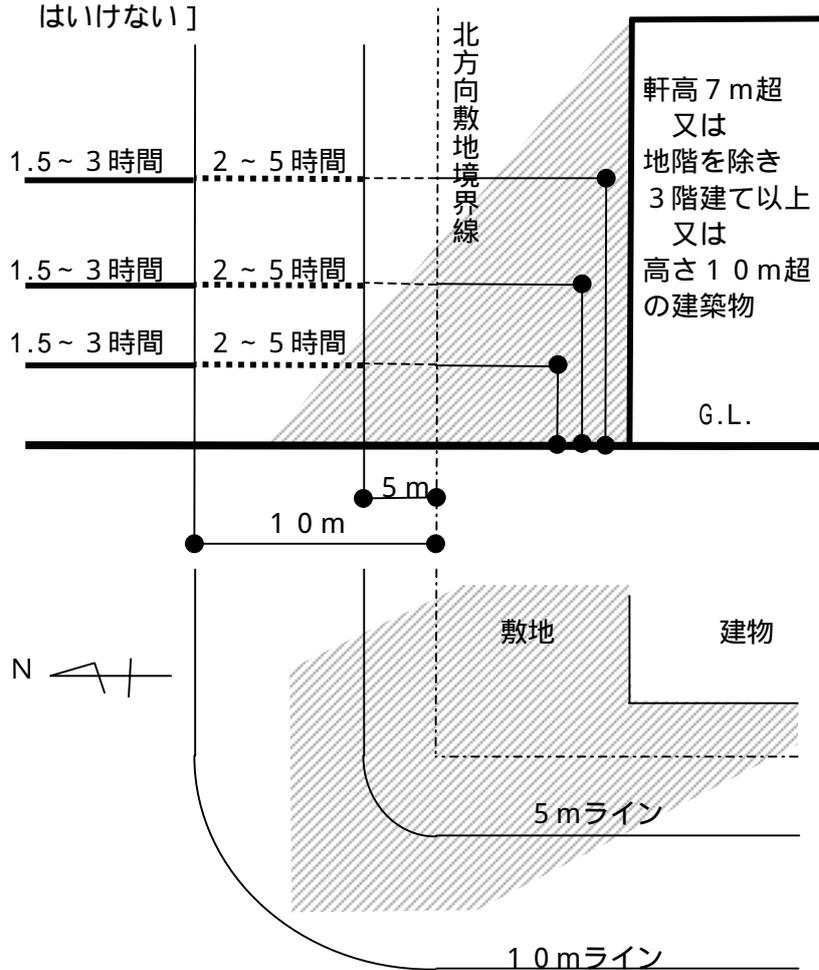
(b) 測定する水平面の高さ [法別表第4(は)欄の高さ]
平均地盤面からの高さによる。

(c) 日影時間の測定範囲

[法別表第4(に)欄の敷地境界線からの水平距離]

(4) 日影時間の限度

[法別表第4(に)欄の時間以上、日影となる部分を生じさせてはいけない]



(5) 日影規制の制限緩和 [令135条の12]

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

(a) 道路などに接する場合 [令135条の12 1項1号]

(Lが10mを超える場合、道路等の反対側の境界線から5m敷地側の位置を境界線とみなす。)

(b) 敷地の地盤面が隣地の地盤面より低い場合

[令135条の12 1項2号]

第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
<p>良好なまちづくり</p>	
<p>6、良好なまちづくり</p> <p>[1] 地区計画</p> <p>< 地区計画 ></p> <p>・地区計画は、(建築物の建築形態)、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を(整備)し、(開発)し、及び、(保全)するための計画とする。 [都計法12条の5]</p> <p>(1) 地区計画の対象区域 [都計法12条の5 1項1、2号]</p> <p>(2) 地区計画の内容</p> <p>地区計画で定めるもの</p> <p>・地区計画等については、地区計画等の(種類)、(名称)、(位置)及び(区域)その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。</p> <p>地区整備計画で定めるもの [都計法12条の4 2項]</p> <p>[都計法12条の5 2項]</p> <p>(3) 地区計画区域内の建築などの制限</p> <p>建築等の届出等</p> <p>[都計法58条の2 、都計令38条の4]</p> <p>[法68条の2 、令136条の2の5]</p> <p>(4) その他の地区計画制度</p> <p>[法68条の2 ~ 68条の8]</p> <p>[2] 景観地区</p> <p>(1) 景観地区内での建築制限</p> <p>[法68条 1項 ~ 5項]</p> <p>(2) 準景観地区内での建築制限</p> <p>[法68条の9 第2項]</p> <p>(3) 景観重要建造物に対する制限の緩和</p> <p>[法85条の2]</p>	

[3] 建築協定 [法 6 9 条 ~ 7 7 条]

< 建築協定の目的 >

・市町村は、その区域の一部について、住宅地の環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために、その区域内における建築物の（敷地）（位置）（構造）（用途）（形態）（意匠）又は（建築設備）に関する基準についての協定を締結することができる旨を、条例で定めることができる。

[4] 総合設計・特定街区 [法 6 9 条 ~ 7 7 条]

(1) 総合設計

・敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例

[法 5 9 条 の 2]

(2) 特定街区 [法 6 0 条]

[5] 一の敷地とみなすこと等による総合的設計

(1) 一団地の総合設計 [法 8 6 条 1 項]

一団地認定を受けると、（道路と敷地の関係）（容積率）（建ぺい率）（斜線日限）（日影規制）などが、すべての建築物を同一敷地内にあるものとみなして適用される。

(2) 連担建築物設計制度 [法 8 6 条 2 項]

第4章 手続きなどの規定	MEMO
<p>手続きのあらまし</p>	
<p>手続きのあらまし</p> <p>2、手続きに関する機関</p> <p>[1] 建築主事 [法6条] 都道府県・市町村の建築主事は、建築確認に関する事務をつかさどる。</p> <p>[2] 指定確認検査機関 [法6条の2、 法7条の2 法7条の4、 法77条の18] 建築主事と同様に建築確認関係の業務を行う民間の機関。</p> <p>[3] 特定行政庁 [法2条1項32号、法9条] 許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地について命令や許可などを行う。</p> <p>[4] 建築審査会 [法78条 ~ 法83条] 建築主事を置く市町村及び都道府県には、建築審査会が置かれ、建築物についての調査審議などを行う。</p> <p>3、着工前の手続き</p> <p>[1] 建築物の設計と工事管理 [法5条の4] 建築物の設計や工事管理を行うには、専門的な資格をもった者に行わせなければならない。</p> <p>[2] 建築確認 < 建築物の建築等に関する申請及び確認 > [法6条]</p> <p>(1) 確認を必要とする建築物</p> <p>別表第1 (い) 欄で、その用途の床面積が (100) m² を超えるもの。 [1号]</p> <p>木造で (3) 以上の階数を有し、又は延べ面積が (500) m²、高さが (13) mもしくは軒の高さが (9) m を超えるもの [2号]</p> <p>木造以外の建築物で、 (2) 以上の階数を有し、又は延べ面積が (200) m² を超えるもの [3号]</p> <p>都市計画区域内等の建築物 [4号]</p>	

(2) 確認申請書

確認申請書の様式 [規則1条の3]

(3) 確認申請書の審査

(a) 確認申請書の受理

規定に違反するときは、当該申請書を受理することができない。

[法6条の3項]

(b) 審査期間

建築主事は、法6条1項1号～3号の建築物は(21)日以内に
4号は(7)日以内に審査をし、申請者に確認済証を交付しなければ
ならない。

(c) 不適合通知など

計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときなどは、その
理由を記載した通知書を4項の期限内に当該申請者に交付しなければ
ならない。

[法6条5項]

(d) 消防長等の同意

許可又は確認をする場合においては、この建築物の所在地を管轄する
消防長又は消防署長の同意を得なければならない。 [法93条]

(e) 確認済証の交付

建築主事は、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合するこ
とを確認したときは、申請者に(確認済証)を交付しなければなら
ない。

[法6条4項]

(f) 確認の特例

建築物の建築に関する確認の特例 [法6条の3]

審査を要しないこととする特例が定められている。

(4) その他

工作物への準用 [法88条]

確認申請等について、工作物への準用が定められている。

第4章 手続きなどの規定	MEMO
<p>工事中の手続き</p>	
<p>4、工事中の手続き</p> <p>[1] 施工状況の報告</p> <p>特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築主や設計者などに施工状況等についての報告を求めることができる。 [法12条3項]</p> <p>[2] 検査</p> <p>(1) 完了検査の申請</p> <p>< 建築物に関する完了検査 > [法7条1～3項、法7条の2 1項]</p> <p>建築主は、工事が完了した日から (4) 日以内に建築主事などの検査の申請をしなければならない。</p> <p>(2) 検査および検査済証</p> <p>建築主事は、申請を受理した日から (7) 日以内に建築物及びその敷地を検査しなければならない。[法7条4項、法7条の2 4項]</p> <p>建築主事は、検査の結果、建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、建築主に (検査済証) を交付しなければならない。</p> <p>[法7条 5項]</p> <p>(3) 仮使用</p> <p>< 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限 > [法7条の6]</p> <p>建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、建築物を使用させてはならない。ただし、特定行政庁が安全上支障がないと認めて仮使用を承認したときはべつである。 [法7条の6 ただし書き]</p> <p>(4) 中間検査</p> <p>< 建築物に関する中間検査 > [法7条の3、法7条の4]</p> <p>特定行政庁が指定した特定校亭を含む工事は、特定工程に係る工事を終えた日から原則として (4) 日以内に建築主事の検査の申請をしなければならない。</p> <p>建築主事等は、(4) 日以内に検査し、建築基準関係規定にすると認めるときは、建築主に中間検査合格証を交付する。</p>	

[3] 工事現場に関する手続きなど

(1) 工事現場における確認の表示その他

< 工事現場における確認の表示等 > [法 8 9 条]

施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者等を表示しなければならない。

(2) 工事現場の危害の防止 [法 9 0 条]

当該工事の施工に伴う地盤の崩落や、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5、使用中の手続き

[1] 維持保全の義務 [法 8 条]

[2] 定期報告 [法 1 2 条 1、3 項]

[3] 定期点検（公共建築物の維持保全） [法 1 2 条、2 項]

6、違反建築物などに対する措置

[1] 是正の命令など

< 違反建築物に対する措置 > [法 9 条]

[2] 違反建築物の設計者などに対する措置 [法 9 条の 3]

[3] 危険な建築物などに対する措置 [法 1 0 条]

保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置

< 第 3 章の規定に適合しない建築物に対する措置 > [法 1 1 条]

7、その他の制度

[1] 適用の除外 [法 3 条]

国宝・重要文化財等の建築物は、建築基準法等の規定は適用しない。

[2] 制限の緩和

(1) 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和 [法 8 4 条の 2]

(2) 仮設建築物などに対する制限の緩和 [法 8 5 条]

< 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和 > [法 8 5 条の 2]

[3] 不服申立て [法 9 4 条]

< 不服申し立て > 特定行政庁等からの処分等に不服がある場合に市町村・都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

[4] 罰則 [法 9 8 条 ~ 1 0 3 条]

第5章 各種の関係法規	MEMO
企画段階にかかわる法規	
<p>1、企画段階にかかわる法規</p> <p>[1] 敷地条件にかかわる法規</p> <p>[2] 建築資金にかかわる法規</p> <p>2、設計と工事の段階にかかわる法規</p> <p>[1] 建築士法（設計と工事管理）</p> <p>（1）建築士法の目的</p> <p>・ < 目的 > 建築物の、（設計）（工事管理）等、を行う技術者の資格を定めて、その業務の適性をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。 [土法1条]</p> <p>（2）建築士の区分</p> <p>一級建築士、二級建築士、木造建築士</p> <p>< 一級建築士でなければならない設計又は工事管理 ></p> <p>・ 学校、病院等で延面積が（ 500 ）㎡をこえるもの。</p> <p>・ 木造で高さが（ 13 ）m若しくは軒の高さが（ 9 ）mをこえるもの</p> <p>・ 鉄筋コンクリート造等で延べ面積が（ 300 ）㎡、高さが（ 13 ）m若しくは軒の高さが（ 9 ）mをこえるもの</p> <p>・ 延面積が（ 1000 ）㎡をこえ、且つ、階数が（ 2 ）以上 [土法3条 第1項 第1号～4号]</p> <p>< 一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事管理 ></p> <p>土法3条以外の建築物で次に掲げるものを設計・管理ができる。</p> <p>・ 鉄筋コンクリート造等で延べ面積が（ 30 ）㎡を超え（ 300 ）㎡、</p> <p>・ 延べ面積が（ 100 ）㎡（木造は300㎡）を超え（ 1000 ）㎡まで、又は階数が（ 3 ）以上 [土法3条の2 第1項 第1号、2号]</p> <p>（3）建築士の業務 [土法18条～22条]</p> <p>< 業務執行 > 建築士は、その（業務を誠実）に行い、建築物の（質の向上）に努めなければならない。 [土法18条]</p> <p>< 業務に必要な表示行為 > （設計）を行った場合においては、その設計図書に一級建築士等のたる表示をして（記名）及び（なつ印）をしなければならない。 [土法20条]</p>	

(4) 建築士事務所 [土法 23条～27条]

建築に関する業務を行う場合は、建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。

(5) 建築士試験と受験資格

< 一級建築士試験の受験資格 > [土法 14条]

- ・大学（建築又は土木の課程）卒業後（2）年以上の実務経験
- ・短期大学（建築又は土木の修業年限3年課程）卒業後（3）年以上の実務経験
- ・短期大学・高等専門学校（建築又は土木の課程）卒業後（4）年以上の実務経験（2号の該当者を除く）
- ・二級建築士として（4）年以上の実務経験

< 二級建築士試験の受験資格 > [土法 15条]

- ・大学・高等専門学校（建築の課程）卒業生
- ・大学・高等専門学校（土木の課程）卒業後（1）年以上の実務経験

[2] 建築業法（建築工事の施工）

(1) 建設業法の目的

< 目的 > [業法 1条]

- ・建設業を営む者の（資質の向上）、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の（適正な施工）を確保し、（発注者）を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 建設業の区分と許可

< 建設業の許可 > [業法 3条]

- 2以上の都道府県で営業所を設ける場合・・・（国土交通大臣）の許可
- 1の都道府県で営業所をも設ける場合・・・（都道府県知事）の許可（軽微な建設工事のみを請け負う場合を除く）

（一般建設業）・・・ 特定建設業以外の建設業を営む者

（特定建設業）・・・ 政令で定める金額以上の下請け金額を締結して施工する者

<主任技術者及び管理技術者の設置等> [業法26条]

(主任技術者)・・・ 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの
(管理技術者)・・・ 特定建設業における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

<法15条第2号ただし書きの建設業> [業令5条の2]

[3] 工事の安全管理と衛生管理

労働安全衛生法 <目的>

・労働基準法と相まって、(労働災害の防止)のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における(労働者の安全と健康)を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。 [労働法1条]

[4] 環境の保護

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <目的>

・廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、(生活環境の保全)及び(公衆衛生の向上)を図ることを目的とする。 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律1条]

(廃棄物)・・・ ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律 <目的>

・特定の建設資材について、その分別解体等及び(再資源化等を促進)するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により(再資源の十分な利用)及び(廃棄物の減量)等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 [建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律1条]

(建築資材)・・・ 土木建築に関する工事に使用する資材

第5章 各種の関係法規	MEMO
良好な建築を促進する法律	
<p>3 良好な建築を促進する法規</p> <p>[1] ハートビル法</p> <p>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律</p> <p><目的></p> <p>(高齢者)(身体障害者)等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。[ハートビル法1条]</p> <p>(特定建築物)・・・ 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム</p> <p>(特別特定建築物)・・・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物</p> <p>特定施設 …… (出入口)(廊下)(階段)(昇降機)(便所) (敷地内の通路)</p> <p>[2] 耐震改修促進法</p> <p><目的></p> <p>地震による建築物の(倒壊)等の被害から(国民の生命)、身体、及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。 [1条]</p> <p>・ 階数が(3)で、かつ、床面積の合計が(1,000)㎡以上の耐震改修規定に適合しない(特定建築物)は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めなければならない。</p> <p>[2条、施行令1条2項]</p>	

[3] 住宅品質確保促進法

住宅の品質確保の促進等に関する法律

< 目的 > 住宅の性能に関する（表示基準）及びこれに基づく（評価の制度）を設け、住宅に係わる紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における（瑕疵担保責任）について特別の定めをすることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

[品確法 1 条]

(a) 住宅の性能表示と紛争の処理体制

< 日本住宅性能表示基準 > [3 条]
(国土交通大臣) は、日本住宅性能表示基準と住宅の性能に関する評価の方法の基準である（評価方法基準）を定める。

< 住宅性能評価 > [5 条]
指定住宅性能評価機関は、申請により（住宅性能評価）を行い、（住宅性能評価書）を交付することができる。

< 指定住宅紛争処理機関の指定等 > [6 2 条、6 3 条]
国土交通大臣が指定する（指定住宅紛争処理機関）は、建設工事に係わる紛争の（住宅紛争処理）（あっせん、調停、仲裁）を行う。

(b) 新住宅の請負・売買契約における瑕疵保証制度
新築工事の請負契約や新築住宅の売買契約は、引き渡しから（10）年間、構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として施行令6条で定めるものの瑕疵担保責任を負う。

[4] 都市景観の整備・保全

(a) 景観法

(b) 都市緑地法 [都市緑地法 3 4 条 ~ 4 1 条]

(c) 屋外広告物法

4 その他の法規

[1] 取引・登記に関する法規

不動産鑑定士法

土地家屋調査士法

司法書士法

[2] 所有・利用・管理に関する法規

建築物の区分所有等に関する法律（区分所有法）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

マンションの建替えの円滑化等に関する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）

[3] その他

< 境界付近の建築の制限 >

建物を築造するには、境界線から（50）cm以上の距離を保たなければならない。
[民法234条]

境界線から（1）m未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

[民法235条]

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）

児童福祉法

老人福祉法

学校教育法

医療法

旅館業法

興行場法

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者居住法）